

第51回 横浜市屋外広告物審議会

次 第

日 時 平成25年11月18日（月曜日） 10時から12時まで

会 場 横浜市庁舎 5階 関係機関執務室1

次 第

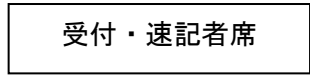
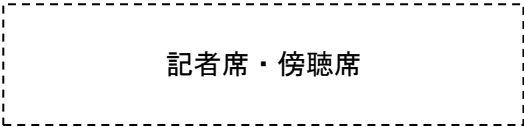
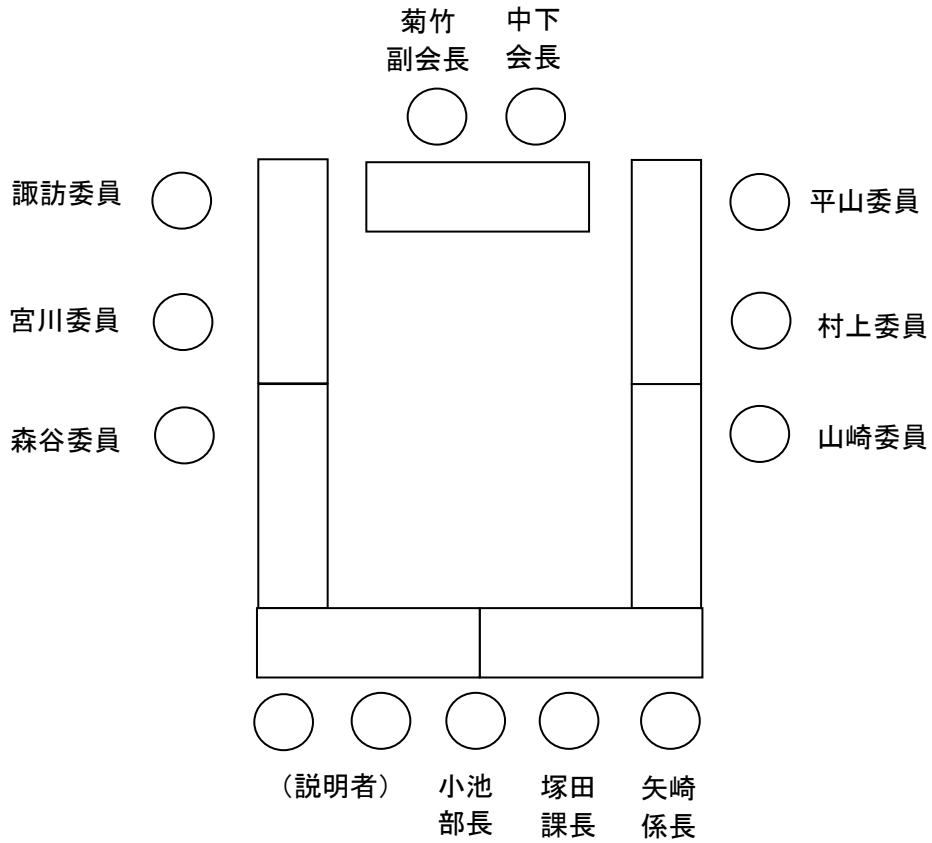
1 議 事

- (1) 禁止物件に掲出する場合の適用の除外の取扱いについて（審議）
- (2) 屋外広告物に関する施策の今後の方向性について（審議）
- (3) その他

2 閉 会

【第 51 回横浜市屋外広告物審議会座席表】

会場： 横浜市庁舎 5階 関係機関執務室 1



(出入口)

第29期横浜市屋外広告物審議会名簿

(委員名は五十音順)

任期 平成24年12月 1日から

平成26年11月30日まで

	氏名	役職名
会長	中下 裕子	弁護士
副会長	菊竹 雪	多摩美術大学客員教授
委員	岩村 和夫	東京都市大学・同大学院教授
〃	諏訪 恵一	横浜市屋外広告美術協同組合理事
〃	平山 正晴	横浜市町内会連合会委員
〃	松野 勲	株式会社Y.ブリーズ代表取締役社長 (クリエイティブ・ディレクター)
〃	宮川 眞壽美	横浜商工会議所 議員
〃	村上 弘一	横浜市商店街総連合会副理事長
〃	森谷 保	神奈川県県土整備局環境共生都市部都市整備課長
〃	山崎 洋子	作家

屋外広告物審議会 事務局名簿

役 職 名	氏 名
都市整備局地域まちづくり部長	小池 政則
都市整備局景観調整課長	塚田 洋一
都市整備局景観調整課景観調整係長	矢崎 将一

報告事項：第50回審議会の議事の確認及び報告について

1 一時的に映像を表示する場合の屋外広告物条例上の取扱いについて

(1) 決定事項

ドックヤードガーデンを利用した映像の表示は、次の理由から、「公衆に表示されない」と考えられるため、屋外広告物条例上の屋外広告物ではないとする。

ア 空間的な特徴により、原則として対象者が限られていること。

イ 管理上の対策が講じられているため、不特定多数が展望できないこと。

ただし、当該地区にふさわしい表示内容であることが重要であるということを確認した。

(2) 今後の取扱いについて

(1) ア、イの条件が満たされない場合は、「公衆に」表示されると解釈されるため、屋外広告物条例上の屋外広告物として取り扱う。

(3) 現在の内容について

第二弾「Happy Christmas featuring “Disney The Little Mermaid”」として、11月7日（木）～12月25日（水）までの期間において実施される予定となっている。なお、(1) ア、イの条件を満たしていること及び表示内容に問題がないことを事前に確認した。

2 条例第6条に掲げる指定地域における適用の除外の取扱いについて

(1) 決定事項

ア 「明らかに展望できない」ことを事務レベルで一件毎に審査し、審議会で報告する。

イ 審査においては、「当該路線から展望できない」ことを写真等で確認する。
また、周辺景観との調和の観点から広告物のデザインについて協議する。

(2) 許可案件一覧

	許可年月	設置場所 (該当路線)	表示内容	デザイン協議の概要
1	平成25年 7月	戸塚区上矢部町 (横浜新道)	マンション販売	<ul style="list-style-type: none"> 彩度調整（10以下に落とす） 機会を捉えて更に改善を図る
2	平成25年 9月	緑区いぶき野 (東名高速道路)	ファミリー レストラン	<ul style="list-style-type: none"> 彩度調整 誘導表示部分の背景色を白に変更
3	平成25年 9月	瀬谷区目黒町 (東名高速道路)	仮設機材 レンタル事業	(協議不要)

審議事項：禁止物件に掲出する場合の適用の除外の取扱いについて

1 論点

公共的な目的を有する広告物で景観を阻害しないと市長が認めるものは、適用の除外としている。この禁止物件への掲出を適用の除外とする妥当性について、考え方を整理し、掲出する相手方との協議内容を定める。

2 事務局としての考え方

(1) 公共的な目的での適用の除外等に関する考え方を別紙のとおり整理する。

取扱いのポイントは次の3つ。

ア 掲出場所が「禁止地域・禁止物件」の場合、条例が禁止地域・禁止物件を定めていることの趣旨にかんがみ、「通常の地域・物件」の場合と異なる取扱いとする。

イ 掲出場所が「禁止地域・禁止物件」である場合の特別な確認事項を定める。

ウ Aの場合、適用除外に該当するか否かの判断は原則として市長が行うが、掲出場所が「禁止地域・禁止物件」の場合、必要に応じ審議会の意見を聴くこととする。

(2) 公共的な目的でマンホールの蓋に表示する広告物の取扱いは、別紙のAとする。

[参考条文]

○横浜市屋外広告物条例

(禁止物件)

第7条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び道路の分離帯
- (2) 街路樹、路傍樹及び道路の植樹帯
- (3) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (4) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (5) 信号機、道路上の柵さく、駒こま止、街灯、道路標識、道路元標、里程標、道路情報管理施設その他これらに類するもの
- (6) 消火栓、火災報知機、指定消防水利標識及び防火水槽標識
- (7) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、公衆便所、道路上に設置する変圧器及び配電器その他これらに類するもの
- (8) 送電塔、テレビ塔、照明塔その他これらに類するもの
- (9) 煙突、ガスタンク、給水タンク、貯水タンクその他これらに類するもの
- (10) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (11) 地下道その他これに類するものの出入口の上屋で道路上に設置されるもの

2 次に掲げる物件には、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 電柱、街灯柱その他の支柱
- (2) 消火栓標識
- (3) バス停留所の標識及び上屋
- (4) アーチ

3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(許可を受けずに表示し、又は設置することができる広告物等)

第12条

2 次に掲げる広告物等は、第6条第1項(※禁止地域)、第7条(※禁止物件)及び第9条(※許可)の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。

- (3) 公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で表示し、又は設置する広告物等で、景観を阻害しないと市長が認めるもの

(許可の特例)

第19条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第9条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

2 市長は、前項の規定により第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第47条第1項に規定する横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

○旧条例

(禁止)

第3条

5 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(適用除外)

第6条

2 次の各号に掲げる広告物及び掲出物件については、第2条(※許可)の規定は適用しない。

- (2) 国並びに公共団体、公益法人及びその他これらに類する団体が表示し、または設置するもので公益上必要と認められるもの

第7条 市長は、広告物及び掲出物件が良好な景観の形成又は風致の維持に資すると認めるときは、これらに対して第2条(※許可)、第3条(※禁止)及び次条(※規格)の規定の適用を除外することができる。

(屋外広告物審議会)

第18条

4 市長は、第6条第3項及び第8条の規定により範囲または規格を設けようとするとき、または第7条第1項の規定により適用除外をしようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

公共的な目的での適用の除外等に関する考え方

取扱いの類型 条例上の根拠 適用除外の対象事項	該当広告物等	審議会の関与	具体的な取扱い(案)	
			通常地域・物件	禁止地域・禁止物件
A 適用除外 (公共的な目的) 第12条第2項第3号 ・禁止地域 ・禁止物件 ・許可	公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で表示し、又は設置する広告物等で、 <u>景観を阻害しないと市長が認めるもの</u>	(規定なし)	条例に明示された以下の要件を確認。 ・ <u>公共的な目的で表示・設置すること</u> ・ <u>景観を阻害しないこと</u> (例) 公共施設への公共広告物掲出	条例に「禁止地域・禁止物件」が規定されている趣旨にかんがみ、以下についても確認(必要に応じ、審議会の意見を聴く)。 ・ <u>当該禁止地域・禁止物件の特性、公共的な目的の内容、広告物の種類等に応じた、景観面・安全面での特段の配慮等</u> → <u>掲出主体、掲出の必然性、掲出位置、掲出個数、掲出期間、意匠、掲出の方法などの妥当性を精査</u> (例) 歩道上への駐輪禁止表示 橋脚への迂回道路案内の掲出
B 許可の特例 第19条 ・禁止地域 ・禁止物件 ・ <u>広告物等の基準</u>	特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等 又は その表示又は設置が <u>公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの</u>	あらかじめ意見を聴かなくてはならない	条例に明示された以下の要件を確認(審議会の意見を聴く)。 ・ 特に良好な景観の形成に寄与すること 又は ・ 表示・設置が <u>公益上その他の理由でやむを得ないこと</u> ・ <u>景観を阻害しないこと</u> ※掲出場所が通常地域・物件の場合、「許可の特例」は殆ど必要とされない。「(広告物等の基準)の適用の除外を求める場合のみ。」	条例に「禁止地域・禁止物件」が規定されている趣旨にかんがみ、以下についても確認(審議会の意見を聴く)。 ・ <u>当該禁止地域・禁止物件の特性、公益等の内容、広告物の種類等に応じた、景観面・安全面での特段の配慮等</u> → <u>掲出主体、掲出の必然性、掲出位置、掲出個数、掲出期間、意匠、掲出の方法などの妥当性を精査</u> (例) 大店法協議等に伴う誘導看板の禁止地域内への設置 横浜スタジアムの照明塔への広告掲出

(注) マリノスのカラーデザインマンホールは、旧条例第7条第1項による禁止物件の適用の除外として取り扱った。

審議事項：屋外広告物に関する施策の今後の方向性について（案）

1 論点

参考（第45回審議会資料）「横浜市におけるこれからの屋外広告物政策の推進に関する提言（以下、「提言」といいます。）」を踏まえ、6つの提言を3つの分野に整理します。さらに、この3つの分野におけるこれまでの取組みと課題を振り返るとともに、今後の方向性を検討します。

2 事務局としての考え方

次のとおり、今後の方向性に基づき、屋外広告物に関する施策を推進していきます。

6つの提言	3つの分野	これまでの取組み	今後の方向性
<p>(提言1) 『横浜スタイル』の広告物</p> <p>(提言6) 景観や広告物に関する市民意識の醸成、市民PRの促進</p>	<p>【分野1】 良好な景観の形成又は風致の維持に向けた取組み</p>	<p>[取組み1] パネル展の開催 ⇒9月10日の「屋外広告の日」に合わせて、市の屋外広告物の制度のPRを行ってきました。平成25年度からは、横浜の魅力ある景観をつくる屋外広告物を「横浜サイン」と名付け、実際の広告物の写真やポスターを展示しています（別紙1）。</p>	<p>《方向性1》 横浜サインフォーラムの開催 ⇒市施策PRとともに、関係者の意識の向上を目的に、有識者による講演会などを行います。</p> <p>《方向性2》 「横浜・人・まちデザイン賞」など他の表彰制度との連携 ⇒パネル展での表彰などを検討していきます。</p>
<p>(提言4) 違反広告物対策の強化</p>	<p>【分野2】 条例等に違反した屋外広告物の是正又は屋外広告業者の取締り</p>	<p>[取組み2] 屋外広告物法に基づく路上違反広告物の簡易除却 ⇒業務委託によって効果的に実施しています。</p> <p>[取組み3] 公共掲示板「まちの広告板」の設置 ⇒時代変化によって設置目的を果たしたと考えます。</p> <p>[取組み4] 屋外広告業の登録制の導入 ⇒登録24件、特例による届出882件です。</p>	<p>《方向性3》 行政と地縁組織の連携による地域協働パトロールの拡充 ⇒違反広告物を掲出させない地域づくりを進めます（別紙2）。</p> <p>《方向性4》 市民や関係団体による違反広告物に関する通報の促進 ⇒制度を周知し、市民等による通報を促します（別紙2）。</p> <p>《方向性5》 「屋外広告業の処分に係る基準（仮称）」の策定 ⇒県など関係自治体と検討を進めています。</p>
<p>(提言2) まちづくり施策と広告物施策の連携</p> <p>(提言3) 新しい形態の広告物への対応</p> <p>(提言5) 公共物を利用した広告事業の質的向上</p>	<p>【分野3】 審査基準やガイドライン等に基づく適正かつ効果的な規制及び誘導</p>	<p>[取組み5] 景観計画や景観条例に基づく景観協議 ⇒条例に上乗せした規制が可能となっています。</p> <p>[取組み6] 条例の改正による映像装置の規制強化 ⇒表示面積の4倍換算など、規制が強化されました。</p> <p>[取組み7] 行政財産等への屋外広告掲出ガイドラインの策定 ⇒内規に基づき、行政財産にふさわしい広告物とする調整を行っています。</p>	<p>《方向性6》 「横浜サインガイドライン（仮称）」の策定 ⇒景観面に加え、安全性の確保や光害対策も含めて、国や他自治体、関係団体と連携しながら検討していきます。</p> <p>《方向性7》 「屋外広告物の審査に関する基準（仮称）」の策定 ⇒許可申請の審査における様々な課題については、審査基準の策定及び更新による迅速な対応を検討していきます。</p> <p>《方向性8》 「公共サイン（案内・誘導サイン）ガイドライン」の改訂 ⇒防災情報やIT対応などとの連動も検討していきます。</p>

横浜市におけるこれからの屋外広告物政策の推進に関する提言

横浜市屋外広告物条例の見直しの方向性及び今後取組むべき施策について、4回にわたり横浜市屋外広告物審議会において審議してきましたが、その取りまとめに当たり、横浜市におけるこれからの広告物政策の推進に関して、以下のとおり提言します。

1 『横浜スタイル』の広告物

数的規制にとどまらず、表示内容やデザインも含めて、広告物の質的向上を図るための方策を検討するとともに、都市横浜の個性を感じさせる広告物、あるいは地域特性にマッチした広告物など、「横浜スタイル」と言えるような広告物を創造していくための取り組みを研究すべきである。

2 まちづくり施策と広告物施策の連携

地域の景観は、建築物などの意匠、道路をはじめとする公共空間のあり方、水や緑、そこでの人々の活動などが総合され形づくられている。良好な景観形成を目指す上では、まちづくりに関わる様々な施策と広告物施策との連携や、まちづくりルールなどの活用を積極的に図るべきである。

3 新しい形態の広告物への対応

今後ますます増加してくると考えられる新しい映像装置などを用いた広告物や、現在規制対象となっていない窓面広告をはじめ、新しい形態の広告物について、地域の景観や市民生活への影響も考慮の上、適切なコントロールを検討すべきである。

4 違反広告物対策の強化

違反広告物への対処についての市民ニーズは引き続き高いものがあり、その取り組みを強化していくことが不可欠である。今回の条例改正案に含まれる屋外広告業の登録制度の導入や、関係者の責任明確化といった制度変更を契機に、より実効性の高い違反对策の推進に努めるべきである。

5 公共物を利用した広告事業の質的向上

近年、公共物を利用して企業広告を掲出し収入確保を図る事業をはじめ、公共物を利用した広告物が増えているが、当該公共物の位置付けや、広告掲載内容とのマッチングなども考慮の上、景観に配慮した質の高い広告へと誘導していくための仕組みを設けていくべきである。

6 景観や広告物に関する市民意識の醸成、市民PRの促進

暮らしやすい地域づくりを進める上で、景観制度や広告物制度が果たしている役割や、またそれらに関わる諸制度について積極的にPRするなど、市民一人ひとりが景観や広告物への関心を高めただけのような取り組みを進めるべきである。



平成25年9月5日
都市整備局景観調整課

「横浜サイン2013」初開催！ ～横浜の魅力ある景観をつくる屋外広告物～

横横浜市は、昭和63年から毎年、9月10日の「屋外広告の日」（※）にちなんで、屋外広告物の制度をPRする「屋外広告物制度普及パネル展」を開催してきました。

今年から、横浜の魅力ある景観をつくる屋外広告物を「横浜サイン」と名付け、そのようなサインを横浜のまちに一層広めていくためのイベントとして開催します。

魅力ある景観づくりを通じて、賑わいや創造性に満ちた、活力あふれる都市づくりを進めていきます！

「横浜サイン2013」
のポイント

- ① 普段は気づかない「サインの魅力」に光を当てます。
- ② 「横浜サイン」を写真パネルなどで紹介します。
- ③ 来場者の方にも、アンケートを通じてイベントに参加していただきます。

【開催日】 平成25年 9月 7日(土)・8日(日)

【時間】 10時から18時まで

【場所】 新都市プラザ
(横浜駅東口「そごう」地下2F入口前広場)

【内容】 ①「横浜サイン」のパネルを展示します。
②来場者のみなさんに好きな「横浜サイン」を選んでいただきます。
(結果はHPで公表)

【協力】 横浜市屋外広告美術協同組合
一般社団法人 神奈川県広告美術協会

【予想来場者数】 約1,800人 (昨年度の実績)

※「屋外広告の日」は、屋外広告物法が改正された昭和48年9月10日を、屋外広告をPRする日として、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が定めている日です。この時期に合わせ、全国的にキャンペーンが行われています。

今年度から、横浜市の屋外広告物は、横浜の魅力ある景観づくりをより一層進めるために、「景観調整課」が担当しています。

当日、取材される場合は、会場受付にお声をかけてください。



【写真パネルの例】
中区野毛町 洋食キムラ



【昨年のパネル展の様子】

お問い合わせ先

都市整備局 地域まちづくり部 景観調整課長 塚田 洋一 Tel 045-671-2006

路上違反広告物除却ボランティア制度導入の検討について

1 モデル地区での試行

(1) 実績

実施年月	場所	参加団体	備考
平成25年 3月	大倉山エルム通り 商店街及びその周辺	エルム通り商店会 (10名)	横浜市、除却委託事業者 も同行。
平成25年 9月	洋光台 (駅前、住宅地域)	洋光台まちづくり 協議会(10名)	横浜市、除却委託事業者 も同行。

※馬車道商店街協同組合との試行も調整したが、実現に至らず。

(2) 所見等

[所見]

- ボランティアが除却可能な物件（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等で放置されていることが明らかなもの）は少ない。
- 除却物件に係る報告書作成や保管は、ボランティアにとって負担が大きい。
- 広告掲出者との間でのトラブルが起こる可能性が高い。

[参加団体コメント]

- 店頭の看板等への対策としては地域パトロールでの声掛けが有効だが、商店同士の付き合いもありボランティアだけでは実行が難しい。行政（景観調整課、土木事務所、警察など）にも参加してほしい。

2 今後の対応（案）

- (1) ボランティア制度のメリット・デメリットを比較し、ボランティア制度の（再）導入は見合わせる。

- (2) より効果的だと考えられる次の違反对策を強化する。

ア 地域協働パトロール

行政も参加した形での地域パトロール活動を拡充する(※)。

(※) 昨年後半から今年にかけて、馬車道、伊勢佐木町、横浜駅西口周辺、石川町などで地域パトロールを実施。

イ 通報システム

市民、地域団体、業界団体等との連携による路上違反広告物についての通報を一層促進する。



報告事項2：路上違反広告物除却ボランティア制度導入の検討について

1 趣旨

屋外広告物条例の改正に際して課題の一つとして提言を頂いたことを受けて、条例の周知PRおよび路上違反広告物対策の一環としての「除却ボランティア制度」の導入に向けて検討を進めています。今後、対応（案）に基づき、モデル地区での試行を踏まえ、平成25年度に制度化、26年度に本格実施を目指します。

2 現状の課題と対応について

- (1) 路上違反広告物への対策として、土木事務所などの対応に加え、委託業者による定期的な見回り対応を進めています。しかし、依然として、一般市民からの苦情などが生じています。
- (2) 行政・委託業者だけの対応には限界があり、地域住民の方々等との連携が必要とされます。他方、除却した広告物等は法令に基づき慎重に扱う必要があるため、安易な形での協力要請は不適當です。
- (3) したがって、他の自治体で実施されている制度を参考とし、横浜市で以前に実施した除却ボランティア制度を、改善し、再び導入して行きたいと考えています。

3 制度導入へのポイント

- (1) 他自治体の制度実態を参考にします。
- (2) 横浜市の過去の経験（当時の制度、運用状況、制度がなくなった理由等）を踏まえます。

4 対応（案）

制度（案）を以下のとおりとし、今年度後半からモデル地区で試行し、制度の詳細を詰めていきます。

実施者： 主に町内会・自治会、商店街の団体を登録。関係事業者、NPOなども想定。行政も可能な範囲で参加。個人での登録はなし。

対象物： はり紙除却。はり札、広告旗、立看板など保管が必要なものは除却せず、行政に通報。もしくは、除却し登録団体が一時的に保管し、速やかに行政に連絡し、委託業者が回収し保管。

頻度： 月に1回程度。

場所： 登録した団体（町内会・自治会）の区域。（市内全域での一斉導入はしない）

講習会等： 定期的に講習会の受講を義務付け。半年に一度は、「活動報告書」を提出。

連携： 既存の「美化（清掃）活動」や「放置自転車対策活動」などと連携。まちづくり活動との連携も可。

《今後のスケジュール》

- 平成24年度後半：モデル地区での試行 ①
平成25年度：モデル地区での試行 ② → 制度の詳細を確定（実施要綱の策定等）
平成26年度：登録開始、本格